17　非課税適用申告書又は法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号に定める申告書（以下この項及び第十九項において「非課税適用申告書等」という。）を提出する外国法人が特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその提出の際、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長が、当該非課税適用申告書等に記載されている当該外国法人の名称及び住所等につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該外国法人の名称及び住所等と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に、施行令第三条第十五項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第三条の十九第十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十六項から第三十二項まで」を「第二十七項から第三十三項まで」に、「第十八項」を「第十九項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項の表第十九項第二号の項中「第十九項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同表第二十六項第三号の項中「第二十六項第三号」を「第二十七項第三号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十八項第二号の項中「第二十二項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同表第三十一項の項、第三十一項の表第二項第二号の項の項、第三十一項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項及び第三十一項の表第五項第四号の項の項中「第三十一項」を「第三十二項」に改め、同表第三十二項の項中「第三十三項」を「第三十四項」に改める。

第三条の二十第一項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項第二号中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同号ロ中「書類及び」の下に「外国法人確認書類（」を、「(2)に掲げるものを除く。）」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二十二項第一号中「第三条の二の二第三十三項」を「第三条の二の二第三十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第三条の二の二第三十項」を「第三条の二の二第三十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三条の二の二第三十項」を「第三条の二の二第三十一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三条の二の二第二十九項」を「第三条の二の二第三十項」に改め、「同条第十一項」の下に「、第十二項」を加え、「第十四項」を「第十五項」に、「第十六項、第十七項、第二十一項から第二十四項まで及び第二十七項」を「第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで及び第二十八項」に、「第五項」を「第六項」に、「第八項第一号」を「第九項第一号」に、「、第十一項」を「、第十二項」に、「、第九項」を「、第十項」に、「第十項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十三項」に、「第十五項第一号及び第十六項第一号」を「第十六項第一号及び第十七項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三条の二の二第二十七項」を「第三条の二の二第二十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十五項」に、「第三条の二の二第二十一項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第三条の二の二第二十三項」を「第三条の二の二第二十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第三条の二の二第二十二項」を「第三条の二の二第二十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三条の二の二第二十項」を「第三条の二の二第二十一項」に、「第十六項」を「第十七項」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に、「第三条の二の二第二十項」を「第三条の二の二第二十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三条の二の二第十七項」を「第三条の二の二第十八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第十四項及び第二十二項第三号」を「第十五項及び第二十三項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　非課税適用申告書の提出をする外国法人が当該非課税適用申告書に係る利子の支払をする者にその提出をしようとする際、当該利子の支払をする者が、当該非課税適用申告書に記載された当該提出をする外国法人の名称及び国外にある本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該提出をする外国法人の名称及び国外にある本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該提出をする外国法人は、当該利子の支払をする者に、施行令第三条の二の二第十一項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

第五条の七第一項中「法第十条の二第一項第一号に規定する特定事業者又は特定連鎖化事業者（同号に規定する特定加盟者（以下この項において「特定加盟者」という。）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者」に、「エネルギー（同号）」を「エネルギー（法第十条の二第一項第一号」に、「、同号」を「、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「特定加盟者が」を「連鎖化事業の加盟者が」に、「同号に規定する特定連鎖化事業」を「当該連鎖化事業」に、「工場等（同号）」を「工場等（法第十条の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき」、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして」及び「（昭和五十四年法律第四十九号）」を削り、同条第三項中「第五条の四第二項」を「第五条の四第三項」に改め、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき」及び「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして」を削る。

第五条の八第三項第四号中「第四十三条第一項第五号」を「第二条第三項」に改める。

第五条の九第一項中「次項及び第四項又は次項及び第五項」を「第三項及び第六項又は第四項及び第六項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第五条の六第五項から第七項まで」を「第五条の六第四項から第六項まで」に改め、「事業所」の下に「（当該個人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。）」を加え、「附則第八条第三項」を「（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第八条第三項」に、「第十条の五第一項第二号ロ(1)」を「第十条の五第一項第二号イ」に改め、「の雇用促進計画」の下に「（同令附則第八条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第三項第二号」を「法第十条の五第三項第二号」に、「第五項に」を「第四項に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五条の六第十項から第十二項まで」を「第五条の六第九項から第十一項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五条の六第十三項」を「第五条の六第十二項」に、「第十条の五第三項第十四号」を「第十条の五第三項第十号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十条の五第六項」を「第十条の五第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　施行令第五条の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第一項又は第二項に規定する個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況及び法第十条の五第五項に規定する離職者がいないかどうかが確認できるものに限る。）の写しとする。